

令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金福岡市配分委員会

日時：令和5年12月20日（水）14時~15時（予定）

場所：市役所本庁舎15階 本部会議室

－ 次 第 －

1 委員紹介

2 趣旨説明

3 議事

令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金福岡市配分計画について

令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金福岡市配分委員会 資料

資料1：委員名簿

資料2：配分委員会設置要綱

資料3：福岡市配分計画（案）

資料1

令和5年7月7日からの大雨災害に係る
義援金福岡市配分委員会 委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備考
福祉局総務企画部長	サカイ ユウジ 酒井 雄二	委員長
福祉局生活福祉部長	ニシバヤシ カズヒコ 西林 一彦	副委員長
市民局防災・危機管理部長	モリヤマ コウイチ 森山 浩一	
日本赤十字社福岡県支部 福岡市地区本部 事務局長	なかむら ゆうすけ 中村 裕輔	

令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金福岡市配分委員会設置要綱

(設 置)

第1条 令和5年7月7日からの大雨災害により被災した福岡市民に対するお見舞いとして、福岡市に寄託された義援金について、公平かつ適正に被災者に配分するため、令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金福岡市配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 配分委員会は、義援金の配分計画として次に掲げる事項について協議並びに意見交換を行う。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 配分委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福祉局総務企画部長
- (2) 福祉局生活福祉部長
- (3) 市民局防災・危機管理部長
- (4) 日赤福岡市地区本部事務局長

(委員長)

第4条 配分委員会に、委員長及び副委員長を各一名置く。

- 2 委員長は福祉局総務企画部長、副委員長は福祉局生活福祉部長とする。
- 3 委員長は委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 配分委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 配分委員会の事務局は、福祉局総務企画部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、配分委員会において協議し決定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨災害に係る義援金
福岡市配分計画（案）

1 義援金の概要

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨災害に対し、全国から県に寄せられた義援金について、県が被災状況に応じて市町村への第 1 次配分額を決定し、市が受領（10/31）したものを。

なお、当該義援金は令和 6 年 3 月 29 日まで募集されており、第 1 次配分後に寄せられた義援金は、募集期間終了後、第 2 次配分として配分される予定。

2 福岡市への第 1 次配分額

616,360 円

3 福岡市配分方針

（1）対象者

①第 1 次配分対象者

令和 5 年 12 月 15 日時点で、次のいずれかに該当する者とする（いずれも代表者）。

- ア 市が人的被害を確認している事案の遺族
- イ り災証明書の交付を受けている被害住家の住人

②第 2 次配分対象者

- ア 第 1 次配分対象者
- イ 当該大雨災害に関して、令和 5 年 12 月 16 日から令和 6 年 3 月 29 日（県の義援金募集期限）までに、①と同様の条件を満たすこととなった者（追加配分対象者）

（2）基本方針

- ・最小限の事務経費を除き、全額を全対象者に配分する。
- ・配分額は、県の配分比（死者 10 に対して、住家一部損壊 1 等）に準じて算定する。
- ・追加配分対象者が増える可能性があること及び県からの第 2 次配分額が不明であることを踏まえ、今回の配分総額は第 1 次配分額の概ね半分程度の額とする。

（3）第 2 次配分決定後の取扱い

- ・今回配分後の残額及び県からの第 2 次配分額の合計について、県の配分比により、次の順で配分する。
- ア 追加配分対象者に対して、今回の配分額を上限に配分する。
- イ 追加配分対象者への配分後、残額を県の配分比により全対象者で按分して配分する。

4 福岡市配分計画（第 1 次）

	被害区分	配分比	配分対象	配分額	配分総額
人的被害	死者	10	1 人	100,000 円	100,000 円
住家被害	・一部損壊世帯 ・床上(下)浸水世帯	1	21 戸	10,000 円	210,000 円
合計					310,000 円

※第 1 次配分額 616,360 円 - 今回配分額 310,000 円 = 残額 306,360 円

※配分対象は令和 5 年 12 月 15 日時点